

私立認定こども園設置基本方針

新宿区子ども家庭部子ども園推進担当課

平成23年12月

私立認定こども園設置基本方針

目 次

I 基本方針の位置づけ

- 1 基本方針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 私立認定こども園の設置

- 1 対象園等の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 対象園の公表と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 運営主体（事業者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 事業者の公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 事業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 選定事業者の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 円滑な引継ぎ及び準備期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 民営化園及び再編民営化園の円滑な引き継ぎ
 - ① 移行までの引継期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 引継内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ③ 区によるスケジュール確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 活用民営化園の開設準備
 - ① 開設準備期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 準備内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ③ 区によるスケジュール確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 8 民営化後の区の間与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 苦情解決の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 区の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 保育・教育内容の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 私立認定こども園の評価と情報の公開・・・・・・・・ 5

私立認定こども園設置基本方針

新宿区は、新しい時代を担う子どもの育成を目指し、子育てしやすいまち「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向け、子育て支援施策を総合的に推進している。特に、保育園については、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応など、地域の保育需要に応じた施設のあり方等を検討し、保育環境の整備に取り組んでいる。

区では、これまで、老朽化した区立保育園を建替える際には、民間の活力を活用して私立保育園として設置し、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応を図ってきた。対象園ごとに地域特性を考慮して、公募により事業者を選定し対応してきた。その経験を踏まえ、平成22年1月に私立保育園を設置する際の基本ルールとして、「新宿区立保育園民営化及び公有地又は公共施設の活用による私立認可保育園設置基本方針」（以下「民営化等基本方針」）を作成し、より良い保育園の設置と運営を目指してきた。

その一方で、区では就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行う子ども園化を目的とし、平成23年2月に「新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告」に基づき、「新宿区子ども園化推進の基本方針等」を決定した。これにより、区立保育園については、第二次実行計画期間を中心に認定こども園化を推進する。また、既存私立保育園についても、施設の老朽化に伴う改築や、大規模な改修の際には認定こども園化の方針に沿うよう働きかけていくことになった。

そこで、これまでの民営化等基本方針を、私立認定こども園を設置する際の基本ルールとして「私立認定こども園設置基本方針」（以下「基本方針」）に改正する。

なお、事業者自らが私有地を取得又は賃借によって私立保育園又は認定こども園を設置する場合は、基本方針の対象外とする。

I 基本方針の位置づけ

1 基本方針の目的

この基本方針は、区が、区立保育園の民営化、保育園・幼稚園の再編、公有地又は公共施設の活用により、私立認定こども園を設置する際の基準を定め、区民・事業者に広く示すことにより、保護者が安心して保育・教育を受けられる環境づくりの推進とともに、より良い事業者の参入を促すことを目的とする。

2 基本方針の適用範囲

この基本方針は以下のとおり、区内に私立認定こども園を設置する際に適用する。

- (1) 区立保育園の民営化による私立認定こども園の設置(以下「民営化園」とする。)
- (2) 区立保育園・幼稚園等の再編による私立認定こども園の設置(以下「再編民営化園」とする。)
- (3) 公有地又は公共施設を活用した私立認定こども園の設置(以下「新設民営化園」とする。)

なお、基本方針が施行する以前に計画に着手している区立保育園の民営化計画、私

立保育園の建設計画等については、基本方針の内容を可能な限り反映させるものとする。

II 私立認定こども園の設置

1 対象園等の選定

民営化園、再編民営化園及び新設民営化園（以下「対象園等」とする。）の選定については、事業の効果、事業の継続性、保護者の利便性、地域の特性やニーズを考慮し、以下の点を重視し、区有施設の配置を勘案しつつ、総合的に判断して決定する。

- (1) 老朽化した区立保育園の建替えの必要があるとき。
- (2) 保育・教育施設等の地域バランスを踏まえ、待機児童の発生状況や地域の多様な保育・教育ニーズに対応して、再編整備の必要があるとき。
- (3) その他保育・教育の質の向上に資する環境整備を必要とするとき。

2 対象園等の公表と周知

対象園等の公表から私立認定こども園化移行までは、周知及び準備期間として2年程度を確保する。公表は、対象園等の保護者だけでなく広く区民に行う。対象園等の保護者や他園の保護者が、対象園等を含めた様々な保育・教育施設の中から選択できるよう、十分に周知する。

公表後、対象園等の保護者や区民に対し説明会を開催する。

3 運営主体（事業者）

保育園の運営主体については、従来、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていたが、平成12年の国の規制緩和により、株式会社・学校法人等が参入することが認められた。また、幼稚園の運営主体については学校法人に限られていたが、認定こども園制度では社会福祉法人も運営主体となることができる。

区は、これまで保育園の民営化に際して事業者を社会福祉法人に限定してきたが、国の規制緩和による各種法人等のノウハウの蓄積も考慮して、認定こども園の運営主体は、新たな発想や創意工夫による保育・教育内容の提供や事業運営の柔軟性、迅速性を展開できる十分な実績のある社会福祉法人、学校法人、株式会社の中から選定するものとする。

ただし、施設の特性等によっては公募の段階で、運営主体の種別をあらかじめ限定することもできる。

4 事業内容

区は、土地又は建物を事業者に貸し付け、又は、事業者による公有地等の活用を支援し、事業者自らが私立認定こども園を建設又は改修し、運営するものとする。

また、私立認定こども園の設置と職員配置は、学校教育法、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等の関連法令等に適合するとともに、東京都認定こども園の認定基準に関する条例、規則、実施細目、事務取扱要綱及び東京都保育所設置認可等事務取扱要綱の基準を満たすものとする。特に職員配置については、経験や年齢のバランスを考慮する。

5 事業者の公募

より優良な事業者を確保するために、事業者の公募については区内外から募集する。ただし、既存園に対する立入調査において指摘事項があり、改善されていない事業者は除く。また、事業者が既に運営している認可保育園等の運営年数、定員規模及び特別保育等については、別途公募要項で定める。

応募期間は、事業者が余裕をもって応募できるよう2か月程度確保する。

6 事業者の選定

(1) 選定基準

認定こども園としての保育・教育水準を満たし、保育・教育の質を維持・向上できる事業者を選定する。

選定にあたっては、以下の点を重視し、審査する。

ア 法人の適格性

財政基盤の安定性

イ 事業計画の理念

保育・教育運営理念、新園の組織管理（職員の構成、人材育成、待遇と福利厚生）、保育・教育計画（保育課程、教育課程、指導計画）

ウ 事業計画の企画性

資金計画の確実性、企画の独自性（施設構成、特別保育事業等の運営等）、危機管理（児童の安全管理、虐待等への対応）、事業・建築計画の確実性と効率性

エ 保護者等との連携

保護者との連絡体制、小学校等関係機関及び地域との連携、施設計画における近隣住民への配慮、地域における子育て支援の内容

オ 新宿区の保育・教育行政への理解・貢献

新宿区の保育・教育行政への理解・貢献内容

カ 保育・教育の信頼性と実績

既存保育園等の保育内容、第三者評価の受審内容

(2) 選定方法

選定方法はプロポーザル方式とし、選定にあたっては児童福祉分野や幼児教育分野の学識経験者及び公認会計士を中心とした選定委員会を設置する。

ア 選定委員会は事業者を審査に基づき選定し、その答申を受けて区長が決定する。

イ 審査方法は、一次審査（財務審査、書類審査）及び一次審査通過事業者に対する二次審査（書類審査、ヒアリング及び現地調査）とする。

ウ 一次審査通過事業者は、提案内容について公開プレゼンテーションを行う。

エ 審査の結果、「選定事業者なし」となった場合には、再度の公募によるものとする。また、事業者が辞退した場合に、次順位の事業者を選定するかどうかは、選定委員会の決定によるものとする。

(3) 選定事業者の公表

公表は、民営化園、再編民営化園の保護者を含め、広く区民に行う。

7 円滑な引継ぎ

(1) 民営化園及び再編民営化園については、以下のとおりの円滑な引き継ぎを行うものとする。

①移行までの引継期間

引継期間として1年程度を確保し、区と事業者は引継ぎのスケジュールを立て、移行に向けて十分な準備を行う。

②引継内容

ア 保護者・事業者・区の三者による話合い

事業者決定から移行まで円滑な引継ぎを行うために、保護者・事業者・区の三者による話合いを充分に行う。

イ 保育の引継ぎ

移行の際には、保育士等の職員が入替わることによる保育環境の変化が、子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があることから、区立保育園職員等と事業者職員が良いチームワークをつくり、合同で保育をしながら、一人ひとりの子どもの把握に努め、きめ細やかに対応しながら引継ぎを行っていく。

③区によるスケジュール確認

区は、決定事業者の職員配置やその他開設準備が確実に行われるよう、スケジュール確認を適宜行う。

(2) 新設民営化園については、以下のとおりの円滑な準備を行うものとする。

①開設までの準備期間

開設準備期間として1年程度を確保し、区と事業者はスケジュールを立て、開設に向けて十分な準備を行う。

②準備内容

事業者の決定後、事業者と区による話合いを充分に行い、事業者が新宿区の地域特性や子ども・家庭の状況等を把握するために、事業者職員が区立保育園等で保育・教育研修を受ける。

③区によるスケジュール確認

区は、決定事業者の職員配置やその他開設準備が確実に行われるよう、スケジュール確認を適宜行う。

8 民営化後の区の関与

(1) 苦情解決の体制

区は、事業者に苦情解決の体制として、中立・公正な第三者の立場から助言を行う弁護士、学識経験者等による「第三者委員」の設置を義務付ける。問題が生じた場合には報告を受け、必要な改善・指導を行う。

(2) 区の支援

事業者の質の維持・向上のため、補助金、研修、人材育成の面で区が支援する。

(3) 保育・教育内容の確認

区は、保護者・事業者・区が話合いの結果決定した事項を、事業者が保育・教育の中で確実に履行していることを定期的に確認する。なお、問題が生じた場合には、必

要に応じて改善・指導を行う。

(4) 私立認定こども園の評価と情報の公開

私立認定こども園の運営について、区は、第三者機関の評価の定期的な受審を事業者に義務付ける。区は評価結果を把握し、必要に応じて改善・指導を行う。